

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県規則第十二号

### 母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和四十二年広島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条から第九条までを次のように改める。

第二条から第九条まで 削除

第十一条第三項中「保健所の長（当該所在地が呉市の区域内にあるものにあつては、呉保健所長）」を「保健所（当該所在地が保健所の支所の担当区域内にあるものにあつては当該支所とし、呉市の区域内にあるものにあつては西部保健所呉支所）」に改める。

別記様式第一号から別記様式第九号までを次のように改める。

別記様式第一号から別記様式第九号まで 削除

### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。